

議員提出議案第5号

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年3月25日

中野区議会議長 内川 和久 殿

提出者	中野区議会議員	木村 広一
		若林 しげお
		高橋 かずちか
		中村 延子
		平山 英明
		森 たかゆき
		長沢 和彦

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 17 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出発する旅行について費用弁償として支給する旅費に係る第5条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項及び第4項中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出発する旅行に係る費用弁償の額の特例措置を定める必要がある。